

日田市規則第38号

日田市水道条例施行規則及び日田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

日田市長 椋野 美智子

日田市水道条例施行規則及び日田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(日田市水道条例施行規則の一部改正)

第1条 日田市水道条例施行規則(平成10年規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)</p> <p>第18条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者又は市長が認める者による給水栓にお</p>	<p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)</p> <p>第18条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁</p>

ける水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(日田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 日田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規則（平成25年規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 条例第4条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 条例第4条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。